

郷土資料の範囲に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、ふくおか資料室で取り扱う資料の範囲に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(郷土資料の定義)

第2条 この要領で、郷土資料とは、郷土地域及び郷土人に関する図書並びに文献その他の資料をいう。

(郷土地域の範囲)

第3条 この要領で、郷土地域とは、現行の行政区画による福岡県の全域をいう。

2 各歴史時代の郷土地域は、次表のとおりとする。

時代区分	範 囲
古代以前	筑紫国 西海道
中 世	筑前国 筑後国 豊前国
近 世	福岡藩（直方藩を含む。）秋月藩 柳川藩 三池藩 久留米藩 小倉藩（香春藩及び豊津藩を含む。）および千束藩並びに中津藩、 対馬藩等で現在福岡県に含まれる地域
近 代	明治4年の廃藩置県から明治9年の下毛・宇佐2郡の大分県編入ま での福岡県域

3 福岡県に隣接する地域及び歴史上福岡県に関係の深い地域は、郷土地域に準ずるものとする。

(郷土人の範囲)

第4条 この要領で、郷土人とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 郷土出身者で一生を郷土で過ごし、郷土に影響を与えた者
- (2) 郷土出身者で半生を郷土で過ごし、郷土に影響を与えた者
- (3) 他郷出身者であるが、郷土で半生を過ごし、郷土に影響を与えた者
- (4) 他郷出身者であるが、父母等が郷土出身者で郷土と切り離し得ない者
- (5) その他上記に準ずる取扱が必要と認められる者

(資料の種類)

第5条 郷土資料として収集する資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書
- (2) 古文書、記録、絵図、地図等
- (3) 福岡県又は県内市町村が編集・発行した資料
- (4) 逐次刊行物
- (5) パンフレット類

(6) 視聴覚資料

(7) その他郷土資料として必要と認められるもの

(資料の範囲)

第6条 郷土資料として収集する資料の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 郷土地域又は郷土人について書かれた資料

(2) 郷土人による著作物

(3) 郷土地域で出版された資料。ただし、図書については郷土地域又は郷土人について書かれたものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、図書については郷土人の著作物であっても、内容が郷土に関係のない近代以降のものは一般資料として収集する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。